

高齢者補聴器購入費助成事業



加齢による聴力の低下のため日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成します。

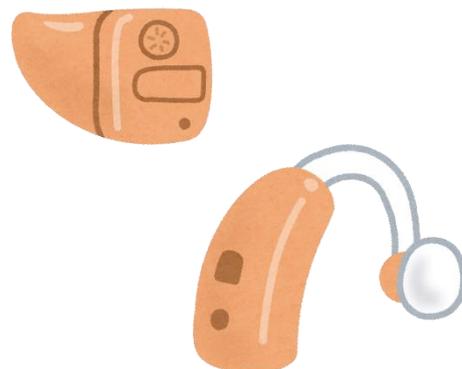
対象となる方 以下の①～④をすべて満たす筑西市民の方

- ①補聴器の購入日及び申請日時時点で65歳以上の方
- ②市税を滞納していないこと
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていないこと
- ④これまでに当該助成金の交付を受けていないこと

対象となる補聴器

管理医療機器として認定された補聴器

※集音器は対象になりません。



申請期限

補聴器を購入した日の翌日から1年以内

助成額 1人1回1台（片耳分）限り

限度額2万円（購入費用の1/2、千円未満切捨て）

申請時必要書類

①申請書兼請求書（押印必要、シャチハタ不可）

※振込先の口座は申請者名義の口座に限ります。

②領収書のコピー（申請者本人に対して発行されたもので、購入日、金額及び品目を確認できるもの）

※補聴器の品目を確認できない場合は、保証書等のコピーも必要です。

③振込先口座が確認できる通帳等のコピー

助成金受取りまでの流れ

- ①自分が助成の対象になるか確認する
- ②自身に合った補聴器を購入し領収書をもらう
- ③市に申請する

【提出する書類】

- 申請書兼請求書（押印必要、シャチハタ不可）

※振込先は申請者名義の口座に限ります。

- 領収書のコピー（申請者本人に対して発行されたもので、購入日、金額及び品目が確認できるもの）

※領収書で品目等が確認できない場合は、保証書等のコピーも必要です。

- 振込先口座が確認できる通帳等のコピー

- ④市が申請書を審査（約2週間）
- ⑤交付・不交付決定通知（審査結果）を送付
- ⑥助成金を指定の口座に振込み（約1か月後 ※交付決定の場合）

注意事項

- ・助成は1人1回1台限りです。過去にこの助成を受けたことがある方は、対象になりません。
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方は、障がい福祉課の助成制度をご利用ください。



【申請・問合せ先】

- 高齡福祉課(本庁舎2階2番窓口)

電話 22-0526（直通）

- 関城支所・明野支所・協和支所